

## 社会福祉法人榛桐会 行動計画

男女ともに全職員が活躍できる社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～ 令和12年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得期間50日以上の割合を70%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和8年4月～ 安心して休業を取得し、職場復帰できる環境に向けたハラスメント防止研修の実施

目標2：フルタイム労働者一人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働の平均時間数を、現状水準の2時間以内を維持する。

<対策>

- 令和8年4月～ 各部署の平均残業時間や、特定職員に業務が偏っていないかを定期的に数値化し、部署長へ報告・検討実施
- 令和8年4月～ 業務のDX化を進め、生産性向上を図る